

令和三年六月二十五日受領  
答弁第二二二〇号

内閣衆質二〇四第二二〇号

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員手塚仁雄君提出東京オリンピック・パラリンピック選手村・部屋における飲酒に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員手塚仁雄君提出東京オリンピック・パラリンピック選手村・部屋における飲酒に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）が取りまとめた文書は令和二年七月六日から令和三年三月三十一日までに二十九件、新型インフルエンザ等対策推進会議新型コロナウイルス感染症対策分科会が取りまとめた文書は同年四月一日から同年六月十六日までに四件あると認識しており、これらを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策を行ってきたものである。

一の3について

令和二年十月二十三日の分科会の「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる「五つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」」（以下「提言」という。）において示された「感染リスクが高まる「五つの場面」」（以下「五つの場面」という。）については、政府としては、一般的には、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる場面であると認識している。

一の4及び5について

御指摘の「東京オリンピック・パラリンピックでの発信」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、五つの場面について、これまで、五つの場面を紹介したポスターや五つの場面を解説した動画等を作成し、内閣官房のホームページやSNS等で発信してきており、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催期間中も含め、今後とも幅広く適切に発信してまいりたい。

二の1から4までについて

提言においては、五つの場面について、「大人数、例えば五人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる」と記載されているが、お尋ねのような状況における新型コロナウイルス感染症の感染リスクについて、個別具体的な状況が必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

なお、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）

からは、御指摘の「選手村のメインダイニング」では、酒類の提供は行わないと聞いている。

## 二の5及び6について

国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会及び組織委員会が大会において参加者が遵守すべき新型コロナウイルス感染症対策上のルールを令和三年六月に取りまとめたプレイブックにおいては、「食事の際は他者との接触を最小限に抑えるため、二メートルまたは指定の距離を保ち、なるべく一人で食事をしてください」との趣旨の記載があり、こうした旨が御指摘の「選手・関係者・記者」に対して周知されるものと承知している。

## 三について

御指摘の「選手・関係者・記者」が訪日外国人なのが必ずしも明らかではないため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、二の5及び6についてでお答えしたとおり、「食事の際は他者との接触を最小限に抑えるため、二メートルまたは指定の距離を保ち、なるべく一人で食事をしてください」との旨が、「選手・関係者・記者」に対して周知されるものと承知している。

## 四について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十四条第九項の規定に基づ

き、都道府県対策本部長が、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとき、御指摘のような公私の団体又は個人に対して、御指摘のような協力の要請をすることは、同法上妨げられていないと考えている。